

ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書（概要）

独禁懇222-4



■ 昨今のDX化の流れを支えるソフトウェア業においては、**多重下請構造型のサプライチェーンの中で、下請法上の買いたたき、仕様変更への無償対応要求といった違反行為の存在が懸念**される。このため、公正取引委員会は、ソフトウェア業における2万1000社（資本金3億円以下）を対象としたアンケート調査、関係事業者・団体に対するヒアリング調査などによって、**ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査を実施**した。

実態調査の結果（問題点）

■ **下請代金にまつわる下流しわ寄せ型の問題**（エンドユーザーや上流の発注者からの買いたたき、減額、支払遅延といった違反行為が多重下請構造型のサプライチェーン上を連鎖）や**ソフトウェア制作取引の特性に係る問題**（当事者間で成果物に関する正確な共通認識を形成しづらいといった特性が**不当な給付内容の変更・やり直し**などを誘引し、違反行為が多重下請構造とあいまって**サプライチェーン上を連鎖**）がみられた。

■ 多くの事業者が unnecessary 「中抜き」事業者の存在を感じている。このような「**中抜き**」事業者の存在はいたずらに多重下請構造の多層化を進め、**情報伝達の混乱を引き起こしやすくする**など、**独占禁止法・下請法違反行為を誘引・助長するおそれがある**。

■ エンドユーザー・元請・下請間の**契約内容が必ずしも明確でない**。さらに、「**中抜き**」事業者の存在を含む複雑な取引関係を背景として、**下請法違反行為が多く発生**しているほか、下請法の適用対象とならない取引が相当程度存在し、独占禁止法上の**優越的地位の濫用**として問題となるケースも潜在的に多数存在する可能性がある。

■ **独占禁止法・下請法に関する知識が十分とはいえない状況が明らか**となった。

■ ソフトウェア業界には、独占禁止法上の**優越的地位の濫用に関する問題も潜在的に多数存在**する可能性があるとともに、**多重下請構造は、他の業種においても存在**が指摘されている。

提言（今後の対応）

① 多重下請構造下で生じる問題への対応強化

■ **独占禁止法・下請法違反行為を未然に防止し、取引の適正化を図る観点から**は、**エンドユーザー・元請**にあっては、自身の**契約内容の不明確さ**がサプライチェーン全体における契約内容の不明確さを招き、**独占禁止法・下請法違反行為を誘発しかねない**ことから、**契約内容の明確化**を図るべき。

「**中抜き**」事業者の存在はいたずらに多重下請構造の多層化を深め、**独占禁止法・下請法違反行為を誘引・助長するおそれがある**ことから、業界全体において**サプライチェーンのスリム化**に向けた取組を進めていくことが期待される。

これらの取組は、**多重下請構造にある他の業界においても進めていく**ことが望ましい。

■ **複雑な取引を把握し、多重下請構造下におけるサプライチェーンに対応できるように取組を強化し、「中抜き」事業者など多重下請構造下で生じる問題について、独占禁止法・下請法の執行を強化**。その際、**体制の強化**を行い、**多重下請構造がみられる他の業界への対応強化**も実施。

■ 以上の取組について、**事業所管省庁と必要な連携を図る**とともに、**関係団体に対し、法令遵守に向けた取組強化の要請**を実施。

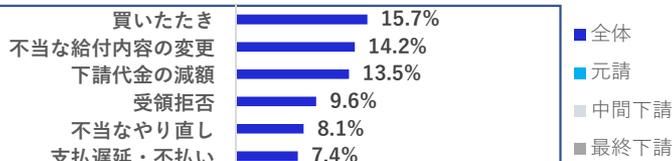
② 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の対応強化

■ 物流業界向けに実施していた**業種別講習をソフトウェア業にも拡大**。

③ 複雑な取引関係における優越的地位の濫用に関する対応強化

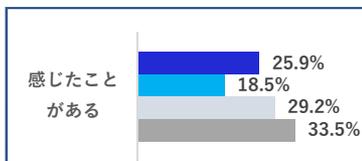
■ 今後、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査において、**多重下請構造がみられる業界への対応強化**を実施。「**優越Gメン**」による**立入調査**を行うとともに、関係事業者に対する**注意喚起文書の送付**を実施。

違反行為に該当すると考えられる経験



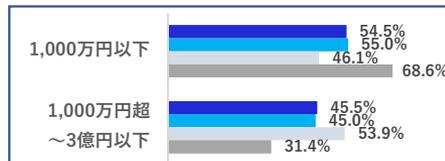
回答数（買いたたき2,611/不当な給付内容の変更2,649/減額2,643/受領拒否2,655/不当なやり直し2,637/支払遅延・不払い2,637）

「中抜き」事業者の存在



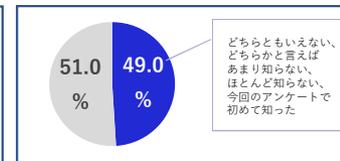
回答数（全体4,346 元請1,711 中間下請1,690 最終下請945）

取引階層別の資本金額の状況



回答数（全体4,577 元請1,850 中間下請1,750 最終下請977）

独占禁止法・下請法の知識



回答数4,321

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況 **買ったたき・減額・支払遅延**

業種	件数	割合	業種	件数	割合
情報サービス業	912件	8.93%	不動産賃貸業・管理業	132件	1.29%
機械器具卸売業	747件	7.32%	職工業	121件	1.19%
道路貨物運送業	706件	6.92%	電子部品・デバイス・電子回路製造業	119件	1.17%
技術サービス業	692件	6.78%	プラスチック製品製造業	116件	1.14%
生産用機械器具製造業	627件	6.14%	その他の製造業	113件	1.11%
金属製品製造業	608件	5.96%	設備工事業	108件	1.06%
はん用機械器具製造業	326件	3.19%	繊維・衣服等卸売業	107件	1.05%
映像・音声・文字情報制作業	258件	2.53%	情報通信機械器具製造業	99件	0.97%
輸送用機械器具製造業	257件	2.52%	業務用機械器具製造業	95件	0.93%
その他の卸売業	252件	2.47%	窯業・土石製品製造業	89件	0.87%
建築材料・鉱物・金属材料卸売業	250件	2.45%	放送業	87件	0.85%
その他の事業サービス業	207件	2.03%	鉄鋼業	80件	0.78%
化学工業	204件	2.00%	運輸に附帯するサービス業	77件	0.75%
電気機械器具製造業	202件	1.98%	非鉄金属製造業	68件	0.67%
専門サービス業	187件	1.83%	飲食料品小売業	68件	0.67%
印刷・問屋業	178件	1.74%	服別工事業	63件	0.62%
総合工事業	175件	1.71%	パルプ・紙・紙加工品製造業	63件	0.62%
協同組合	165件	1.62%	物品賃貸業	59件	0.58%
機械器具小売業	160件	1.57%	各種商品卸売業	55件	0.54%
広告業	159件	1.56%	廃棄物処理業	50件	0.49%
飲食料品卸売業	151件	1.48%	その他	731件	7.16%
食料品製造業	146件	1.43%	合計	10,209件	100%
その他小売業	140件	1.37%			

(注1) 業種は、日本標準業分類中分類による。
 (注2) 割合の数値は3つの違反行為類型(買ったたき・減額・支払遅延)に係る処理件数の合計(10,209件)に占める比率である。また、小数点以下第3位を四捨五入しているため、割合の数値の合計は必ずしも100とならない。
 (注3) 件数が50件以上のものは業種名等を明示し、50件未満のものは「その他」にまとめている。

報告書
36ページ

正確な商流が分からない

- ・ 注文書が、本来の発注者からではなく、その子会社あるいは孫会社から発行され、当社の請求書もその子会社あるいは孫会社宛にするように指示された。
- ・ 同業者Aから受注した際、商流は「発注元→同業者A→弊社」と聞いていたが、「発注元→同業者B→同業者C→同業者D→同業者A→弊社」となっていた。
- ・ 実際に業務のやり取りを行っている企業と異なる企業が請求時にだけ出現した。

報告書
26ページ

付加価値を生まない中間業者の存在

- ・ 中間事業者は、全て最下流の当社へ丸投げしてくる。その上、全ての受託業務は当社が行っており、中間事業者は当社への発注書類の送付と代金の振込処理しかしていない。
- ・ 最大で4次請け案件の経験がある。その案件ではエンドユーザーへの質問のために中抜き業者がメールをたらい回しにしていた。元請は営業活動をしていたかもしれないが、仕様検討から開発設置まで一貫して弊社が対応していたため、残り2社は中抜きしかしていない。
- ・ エンジニアの準委任契約(SES)では最大5社が中間に入るケースがあり、間に入っている企業は何もしない。
- ・ 設計等の打合せの際に中間に入っている会社が参加しないことが多い。
- ・ 契約(請負)先の要員(作業員)が現場では勤務していない。

報告書
27ページ

技術者がいないなど開発実態のない会社

- ・ ソフトウェア会社とは名ばかりで、実際には技術者が一人もおらず、中抜き営業のみを行っている会社がある。
- ・ 社内に開発部隊を持たず、受託案件をまるまる投げる会社があった。

多重下請構造から生じ得る問題点～下請事業者等から寄せられた具体的事例～

✓ **下請代金にまつわる下流しわ寄せ型の問題**

買ったたき

- ・ 元請事業者→当社の取引と思っていたところ、後から、元請→元請子会社→元請子会社の関連会社→当社の商流となり、当初元請事業者に提示した見積額を100とすると、最終的な契約額は50まで値下げさせられた。

下請代金の減額

- ・ エンドユーザーが作業開始後に減額を求めることがあり、最終下請の立場としては、中間業者に全て被らせるわけにもいかず、自社も減額交渉に応じざるを得ないことがある。

支払遅延

- ・ 2つ上の商流の会社の資金繰りが厳しくなって当社の発注元への支払が滞ったため、そのまま当社への支払にも遅延が発生した。
- ・ 納品した後に、どういう商流にするか決まっていなと言われ、支払が6か月も遅れた。

ソフトウェア制作の特性に係る問題

情報伝達上のトラブル

- ・ 4次下請として参加した案件で、エンドユーザーへの質問が途中の業者で止まっていた。

不当な給付内容の変更・不当なやり直し

- ・ エンドユーザーの都合で要件が変更されて生じた不具合を下請事業者の当社が自己負担で修正させられた。
- ・ WEBサイト制作において、90%完成した段階で元請とエンドユーザーとの間で仕様に関するコンセンサスが取れていないことが発覚し、親事業者の指示により微々たる追加代金でサイトを最初から作り直させられた。
- ・ 仕様変更やエンドユーザーの勘違いなどから生じた作業の一部変更を親事業者の指示により無償でやられた。

受領拒否

- ・ エンドユーザーのシステムにバージョンアップが入り、現在作成中のプログラムでは仕様に合わなくなったという理由で完成しても受領しないとされた。

報告書
23ページ

報告書
24ページ

報告書
25ページ

報告書
30ページ

「中抜き」事業者が介在する場合の留意点

商流①

親事業者と下請事業者の間に中抜き事業者が介在



- ✓ 「中抜き」事業者が発注者と外注取引先の間に入って取引を行う場合に、「中抜き」事業者が下請取引の内容(製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等)に全く関与せず、事務手続の代行(注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等)を行っているに過ぎないような場合は、「中抜き」事業者は下請法上の親事業者とはならず、発注者が親事業者、外注取引先が下請業者に該当する。そのため、発注者である親事業者は「中抜き」事業者が介在した後も引き続き、下請事業者との間において下請法を遵守する必要がある、親事業者は「中抜き」事業者と下請事業者との間の取引において、下請法上の問題が生じないように「中抜き」事業者を指導する必要がある。